

緊急提言

政府紙幣及び無利子国債の発行を
検討する議員連盟

当議連では、政府紙幣及び無利子国債の発行について、5回にわたって専門家の意見を聴取し、所属議員間で真摯に意見交換・検討を行ってきた。

この結果、外需依存で成長してきたわが国経済は、昨年第4四半期が二ケタのマイナス成長、株式市場の下落も急激であるなど、諸外国に比べて一段と厳しい状況にあるとの認識を共有した。

未曾有の危機に対応して、一段の大胆な景気刺激策に早急に取り組む必要があり、以下のとおり提言する。

記

1. 政府紙幣の発行・金融政策の強化

- (1) 危機的経済状況にもかかわらず、日銀の景気認識は甘いといわざるを得ない。早急に、麻生総理と白川日銀総裁のトップ会談を実現し、成長率、インフレ率などの政策目標を共有すべきである。その上で、日銀に対し、以下の対応を求めるべきである。

日銀による国債買取りの大幅な増額
デフレ脱却までの量的緩和措置の実施

- (2) 国において取りうる措置として、通貨制度・財政規律に対する信認低下のリスクは踏まえつつも、100年に1度の危機へ対応するため、以下を検討すべきである。

政府紙幣の発行、あるいは、日銀による国債の直接引き受け
なお、調達された財源は、環境・エネルギー対策などの新成長分野に重点的に活用すべきである。

- (3) また、日銀が実施している、CP・ABCP・社債などの買入れによる企業金融支援、信用創造については、その要件を一層緩和すべきである。

特に、CP買取りについては、その対象を中小企業にまで拡大し、信用保証協会の保証枠を日銀によるCP買取りのために活用すべきである。

また、担保適格REITの要件緩和を図るべきである。

2. 無利子国債の発行

- (1) 1500兆円を越える我が国の家計金融資産を有効活用し、今後の景気対策の財源とするため、相続税免除特典付きの無利子国債を発行すべきである。

無利子国債は10年又は20年の年限とし、中途換金も認めるべきである。

- (2) その際、相続税の課税割合が4.2%であり、相続負担の公平性に十分配慮する必要があることから、無利子国債によって調達された財源は、雇用・失業対策、零細・個人事業主対策などに重点的に活用すべきである。
- (3) なお、相続財産の6割以上が土地・有価証券である実態を踏まえ、無利子国債への乗り換えに伴う市場への影響には十分留意する必要がある。また、無利子国債が相続回避行為に悪用されないよう、譲渡制限を設けるべきである。

3. 贈与税減免による世代間の資産移転促進

- (1) 我が国における資産保有の状況をみると、高齢者世帯が全世帯平均の約1.5倍を保有しており、こうした高齢者世帯のストックを次世代、次々世代に円滑に引き継ぎ、有効活用することは、日本経済・社会の活性化にとって不可欠である。
- (2) こうした観点から、既に相続時精算課税制度が導入され、2500万円（住宅用資金の場合は1000万円上乗せした3500万円）まで、贈与税が非課税とされる措置が導入されている。しかしながら、相続時精算課税制度は、正に相続時に精算されるため、実際には利用するインセンティブに乏しい制度である。
また、対象となる受贈者が贈与者の推定相続人に限定されているため、三世代以上をまたぐ資産移転には効果が乏しい。
- (3) そこで、3年間にかぎり、贈与税の基礎控除（110万円）を思い切って2500万円まで引上げるとともに、住宅購入・改修資金の場合には更に1000万円、自動車購入資金の場合には500万円、教育資金の場合には200万円の、上乗せの控除枠を別枠で設けるべきである。また、3年間に限り贈与税の税率も引き下げを図るべきである。
なお、既に相続時精算課税制度を選択されている方も、3年間に限って、この新制度への乗り換えを認めるべきである。

(以 上)